

## 提出予定議案等説明資料

### 令和7年11月定例市議会議案一覧表（開会日提案）

#### ◆ 開会日提案

補正予算	7 件
条例	11 件
(新制定2、全部改正3、一部改正6)	
一般	6 件
合 計	24 件

議案番号	件名	概要
議第84号	令和7年度草津市一般会計補正予算（第4号）	補正額 1,216,193 千円
正議第85号	令和7年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	補正額 6,311 千円
	令和7年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）	補正額 2,124 千円
議第87号	令和7年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	補正額 18,506 千円
議第88号	令和7年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	補正額 503 千円
議第89号	令和7年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）	補正額 15,206 千円

補正予算	議第90号 令和7年度草津市下水道事業会計補正予算（第1号）	補正額 8,893千円
条例	議第91号 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案	期末手当の支給割合の変更 (施行日：公布の日等)
	議第92号 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案	期末手当等の支給割合の変更、給料表の改定等 (施行日：公布の日等)
	議第93号 草津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案	国家公務員との均衡を図るための改正 (施行日：令和8年4月1日)
	議第94号 草津市手数料条例等の一部を改正する条例案	使用料および手数料の見直しに係る改正等 (施行日：公布の日等)
	議第95号 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案（全部改正）	法改正による引用条項ずれの解消に伴う改正等 (施行日：公布の日)
	議第96号 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例案（全部改正）	法改正による引用条項ずれの解消に伴う改正等 (施行日：公布の日)
	議第97号 草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例案（全部改正）	法改正による引用条項ずれの解消に伴う改正等 (施行日：公布の日)

条	議第98号	草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案	法改正による乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例の制定  (施行日：令和8年1月1日)
	議第99号	子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第2条第1項の経過措置を定める条例案	内閣府令で定める時間に関する経過措置を定める条例の制定  (施行日：令和8年4月1日)
	議第100号	草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案	災害その他非常の場合の給水装置工事事業者の範囲拡大に係る改正等  (施行日：公布の日)
例	議第101号	草津市下水道条例の一部を改正する条例案	災害その他非常の場合の排水設備等工事事業者の範囲拡大に係る改正  (施行日：公布の日)
	議第102号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて	草津市立草津駅前地下駐車場の指定管理者の指定 指定管理者 大五産業株式会社 指定期間 5年
一	議第103号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて	草津市立草津駅東自転車駐車場の指定管理者の指定 指定管理者 ミディ総合管理株式会社 指定期間 5年
	議第104号	指定管理者の指定につき議決を求めるについて	草津市立南草津駅自転車自動車駐車場の指定管理者の指定 指定管理者 一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター 指定期間 5年

一般	議 第 105 号	指定管理者の指定につき議決 を求めるについて	草津市立社会体育施設等の指定管理者の指定 指定管理者 くさつスポーツアクティブ事 業体 指定期間 5年
	議 第 106 号	指定管理者の指定につき議決 を求めるについて	草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公 園（区間5）の指定管理者の指定 指定管理者 草津川跡地公園マネジメント・ パートナーズ 指定期間 5年
	議 第 107 号	都市公園を設置すべき区域の 決定につき議決を求めること について	草津市東草津一丁目の一部ほか 面 積 約26,000m <sup>2</sup>

## 令和7年11月 定例市議会 提出予定議案(開会日)

### 【補正予算】

- 議第 84 号 令和7年度草津市一般会計補正予算（第4号）
- 議第 85 号 令和7年度草津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第 86 号 令和7年度草津市学校給食センター特別会計補正予算（第1号）
- 議第 87 号 令和7年度草津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第 88 号 令和7年度草津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 議第 89 号 令和7年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第 90 号 令和7年度草津市下水道事業会計補正予算（第1号）

### 【条例】

#### 議第 91 号 草津市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案（一部改正）

- … 令和7年人事院勧告および滋賀県人事委員会勧告に基づく国、県の改正の動向を踏まえ、市議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ  
【現行】年間3.45月 → 【改正】年間3.50月

（施行日：公布の日等）

#### 議第 92 号 草津市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案（一部改正）

- … 令和7年人事院勧告および滋賀県人事委員会勧告に基づく国、県の改正の動向を踏まえ、市職員の月例給、期末手当および勤勉手当の支給月数ならびに通勤手当の改正等

##### 【月例給】

民間給与との較差を解消するため、若年層に重点を置きつつ、その他の職員も重点を置き、月例給の引上げ

（草津市平均給料表改定率3.34%）

- ・初任給を大卒は12,000円、高卒は12,200円、平均給料月額は10,387円の引上げを基本に改定

### 【期末手当等】

①一般職員等（下記②③④以外の職員）の令和7年度以降の期末手当の支給月数を0.025月、勤勉手当の支給月数を0.025月分引上げ

期末手当 【現行】年間2.50月 → 【改正】年間2.525月

勤勉手当 【現行】年間2.10月 → 【改正】年間2.125月

②再任用職員および任期付短時間勤務職員の令和7年度以降の期末手当の支給月数を0.025月、勤勉手当の支給月数を0.025月分引上げ

期末手当 【現行】年間1.40月 → 【改正】年間1.425月

勤勉手当 【現行】年間1.00月 → 【改正】年間1.025月

③特定任期付職員の令和7年度以降の期末手当の支給月数を0.025月、勤勉手当の支給月数を0.025月分引上げ

期末手当 【現行】年間1.90月 → 【改正】年間1.925月

勤勉手当 【現行】年間1.75月 → 【改正】年間1.775月

④特別職（＊）の令和7年度以降の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ

期末手当 【現行】年間3.45月 → 【改正】年間3.50月

\*特別職：市長、副市長、教育長および常勤監査委員

### 【通勤手当】

自動車通勤の新たな距離区分の創設および駐車場代分の手当額の引上げに係る改正等

#### ◆改正条例

- ・草津市職員の給与に関する条例（第1条、第2条）
- ・草津市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（第3条、第4条）
- ・草津市長および副市長の給与等に関する条例（第5条、第6条）
- ・草津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（第7条、第8条）
- ・草津市常勤監査委員の給与等に関する条例（第9条、第10条）

（施行日：公布の日等）

### 議第93号 草津市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例案（一部改正）

… 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに、国家公務員との均衡を図るため、旅費の支給対象の見直しおよび実費弁償を原則とする規定の整備に係る改正等

（施行日：令和8年4月1日）

### 議第94号 草津市手数料条例等の一部を改正する条例案（一部改正）

… 第2期草津市行政経営改革プランに基づく使用料および手数料の見直しに係る改正等

使用料等見直し 改正項目一覧（条例事項に係るもの） ※引き上げた項目のみ記載

使用料

No.	項目	改正条例	区分等	現行料金 (円)	改定案 (円)	改定率	
1	地域まちづくりセンター使用料	草津市立地域まちづくりセンター条例	大会議室	午前	1,300	1,400	7.7%
				午後	1,400	1,600	14.3%
				夜間	1,600	1,800	12.5%
				午前・午後	2,700	3,000	11.1%
				午後・夜間	3,000	3,400	13.3%
				全日	4,300	4,800	11.6%
		その他の部屋		午前	400	500	25.0%
				午前・午後	900	1,000	11.1%
				全日	1,500	1,600	6.7%
2	図書館会議室等使用料	草津市立図書館設置条例	会議室	午前	900	1,000	11.1%
				午後	1,800	1,900	5.6%
				全日	2,700	2,900	7.4%
		大会議室		午前	2,800	2,900	3.6%
				午後	5,500	5,900	7.3%
				全日	8,300	8,800	6.0%
3	教育集会所使用料	草津市立教育集会所設置条例	会議室（80m <sup>2</sup> を超える）	午前	900	1,000	11.1%
				午後	1,200	1,300	8.3%
				夜間	1,600	1,700	6.3%
				午前・午後	2,100	2,300	9.5%
				午後・夜間	2,800	3,000	7.1%
				全日	3,700	4,000	8.1%
4	隣保館使用料	草津市立隣保館条例	会議室（80m <sup>2</sup> を超える）	午前	900	1,000	11.1%
				午後	1,200	1,300	8.3%
				夜間	1,600	1,700	6.3%
				午前・午後	2,100	2,300	9.5%
				午後・夜間	2,800	3,000	7.1%
				全日	3,700	4,000	8.1%

No.	項目	改正条例	区分等		現行料金 (円)	改定案 (円)	改定率
5	障害者福祉センター学習室使用料	草津市立 障害者福 祉セン ターライ ブ	学習室A	午後	1,000	1,100	10.0%
				午前・午後	1,800	1,900	5.6%
			学習室B	午前	1,100	1,200	9.1%
				午後	1,500	1,600	6.7%
				午前・午後	2,600	2,800	7.7%
			1回		700	1,000	42.9%
			第1種障害者	1回	220	240	9.1%
			第2種障害者（小学生または中学生）	1回	220	240	9.1%
7	障害者福祉センター入浴サービス事業使用料	草津市立 障害者福 祉セン ターライ ブ	第2種障害者（15歳以上の者（中学生を除く））	1回	450	490	8.9%
			・第1種障害者およびその親族がともに専用して使用する場合 ・第2種障害者およびその親族がともに専用して使用する場合	1回	550	600	9.1%
			多目的室	午前	3,100	3,300	6.5%
				午後	4,200	4,400	4.8%
				全日	7,300	7,700	5.5%
8	クリーンセンター 貸館使用料	草津市立 クリーン センター 条例	研修室	午後	1,900	2,100	10.5%
				全日	3,400	3,600	5.9%
			イベント広場	1時間	300	400	33.3%
9	まちなか交流 施設使用料	草津市ま ちなか交 流施設設 置条例					

#### 手数料

No.	項目	改正条例	区分等		現行料金 (円)	改定案 (円)	改定率
1	美術展覧会 出品手数料		1点		600	700	16.7%
2	特定家庭用機器収 集運搬手数料	草津市手 数料条例	ユニット型エアコンディ ショナー	1台	3,700	3,800	2.7%
			テレビジョン受信機	1台	2,100	2,200	4.8%
			電気冷蔵庫および 電気冷凍庫	1台	5,500	5,600	1.8%

No.	項目	改正条例	区分等	現行料金 (円)	改定案 (円)	改定率	
3	優良宅地造成認定申請手数料	草津市手数料条例	優良宅地造成認定 (0.1ha未満)	1件	85,000	89,000	4.7%
			優良宅地造成認定 (0.3ha以上0.6ha未満)	1件	190,000	200,000	5.3%
			優良宅地造成認定 (0.6ha以上1.0ha未満)	1件	260,000	270,000	3.8%
			優良宅地造成認定 (1.0ha以上3.0ha未満)	1件	380,000	400,000	5.3%
			優良宅地造成認定 (3.0ha以上6.0ha未満)	1件	500,000	530,000	6.0%
			優良宅地造成認定 (6.0ha以上10.0ha未満)	1件	650,000	680,000	4.6%
			優良宅地造成認定 (10.0ha以上)	1件	860,000	900,000	4.7%
4	開発行為許可手数料		都市計画法第29条許可 (自己居住用0.3ha以上 0.6ha未満)	1件	44,000	45,000	2.3%
			都市計画法第29条許可 (自己業務用1.0ha以上 3.0ha未満)	1件	200,000	210,000	5.0%
			都市計画法第29条許可 (その他開発行為3.0ha以 上6.0ha未満)	1件	520,000	530,000	1.9%
			都市計画法第43条許可 (1.0ha以上)	1件	93,000	94,000	1.1%
5	督促手数料	草津市税条例等	1通	100	150	50.0%	
6	市営墓地管理手数料	草津市営墓地条例	1区画	2,000	2,500	25.0%	

(施行日：公布の日等)

### 議第 95 号 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例案（全部改正）

… 法改正による引用条項ずれの解消および国の基準を引用する方式（リンク式）への改正等

(施行日：公布の日)

### 議第 96 号 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例案（全部改正）

… 法改正による引用条項ずれの解消および国の基準を引用する方式（リンク式）への改正等

(施行日：公布の日)

## **議第 97 号 草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例案（全部改正）**

… 法改正による引用条項ずれの解消および国の基準を引用する方式（リンク式）への改正等

（施行日：公布の日）

## **議第 98 号 草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例案（新制定）**

… 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による児童福祉法の一部改正において、同法に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する規定が新設されたことに伴う条例の制定（リンク式）

### ◆制定内容

- 第1条 趣旨
- 第2条 用語
- 第3条 暴力団員等の排除
- 第4条 要保護児童
- 第5条 その他の基準

（施行日：令和 8 年 1 月 1 日）

## **議第 99 号 子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令附則第 2 条第 1 項の経過措置を定める条例案（新制定）**

… 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律による「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令」が制定されたことに伴い、保護者への乳児等支援給付費の給付時間を定める条例の制定

### ◆制定内容

- 第1条 趣旨
- 第2条 経過措置

（施行日：令和 8 年 4 月 1 日）

## **議第 100 号 草津市上水道事業給水条例の一部を改正する条例案（一部改正）**

… 災害その他非常の場合において、他の市町村長または他の市町村長が指定した工事事業者が給水装置工事を実施できるようにするための改正等

（施行日：公布の日）

## 議第101号 草津市下水道条例の一部を改正する条例案（一部改正）

… 災害その他非常の場合において、他の市町村長が指定した工事店が排水設備等の工事を実施できるようにするための改正

(施行日：公布の日)

## 【一 般】

### 議第102号～議第106号 指定管理者の指定につき議決を求めるについて

… 指定管理者の指定（5件）

	施 設 名	指定予定団体名	指定期間	
公           募	(議第102号) 草津市立草津駅前地下駐車場	大五産業株式会社	令和8年 4月1日 ～ 令和13年 3月31日	
	(議第103号) 草津市立草津駅東自転車駐車場	ミディ総合管理株式会社		
	(議第104号) 草津市立南草津駅自転車自動車駐車場	一般社団法人草津市勤労者福祉サービスセンター		
	草津市立総合体育館	くさつスポーツ アクティブ事業体		
	草津市立野村運動公園			
	草津市立ふれあい運動場			
	草津市立ふれあい体育館			
	草津市立武道館			
	草津市立三ツ池運動公園			
	弾正公園			
	野村公園			
	草津川跡地公園（区間2）	草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ		
	草津川跡地公園（区間5）			

### 議第107号 都市公園を設置すべき区域の決定につき議決を求めるについて

… 都市公園としての供用開始前に、公園管理者以外の者による施設の整備を可能とするため、都市公園法に基づき「公園予定区域」を決定

草津市東草津一丁目の一部ほか（草津川跡地（区間6））

面積：約26,000平方メートル

草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（議第95号）

草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（議第96号）

草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する条例（議第97号）

の改正内容について

## 1 根拠法令等

- ・児童福祉法の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）
  - 公布日：令和7年4月25日
  - 施行日：令和7年10月1日
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）
- ・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）
- ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）

## 2 改正理由

虐待対応の強化を目的とした児童福祉法の一部改正により、同法律の条項を引用する箇所に項ずれが生じたことから、改正が必要となった。

### 児童福祉法第33条の10回

〔被措置児童等虐待〕

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

### 第33条の10各号

- 二 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

改正後の児童福祉法第33条の10では、第2項に所管行政庁の定義、第3項に審議会等の定義が加わり、3項立てとなったことから、引用箇所を明確にするため、「第33条の10第1項各号」と規定することが必要になった。

### 3 改正内容

①草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

#### 第25条

「第33条の10各号」→「第33条の10第1項各号」

②草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例 第12条

「第33条の10各号」→「第33条の10第1項各号」

③草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する条例 第12条第1項

「第33条の10各号」→「第33条の10第1項各号」

※なお、上記3条例については、今回、国の基準を引用する方式（リンク式）への改正で、当該項が解消されるため、改正文には現れない。

《参考》草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例<sup>新</sup>  
(その他の基準)

第5条 前2条に定めるもののほか、法第34条第2項および法第46条第2項の規定により条例で定める特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

### 4 施行期日

公布の日

■主な基準の概要について（黄色は国の基準に従うべき基準、青色は国の基準を参照しなければならない基準、赤字箇所は市独自基準）

※改正前条例での規定内容ごとに、改正後条例の条番号を記載（施行期日および現時点で適用されていない付則を除く。）

## ・共通の基準

項目	内容	改正前	改正後
趣旨	子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める。	第 1 条	第 5 条
定義	条例において使用する用語の意義を規定	第 2 条	
一般原則	特定教育・保育施設等の運営に関する原則を規定 ①すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。 ②子どもの意思および人格を尊重して、子どもの視点に立って保育を提供するよう努めなければならない。 ③地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、学校または医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めなければならない。 ④子どもの人権擁護、虐待防止のための体制整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等に努めなければならない。	第 3 条	第 5 条
電磁的記録等	特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	第 53 条	

## ・特定教育・保育施設の運営に関する基準

項目	内容	改正前	改正後
利用定員	利用定員の基準を定める規定 特定教育・保育施設の利用定員を 20 人以上とする。	第 4 条	第 5 条
内容および手続きの説明および同意	特定教育・保育の提供にあたっては、保護者に対して重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、利用開始について同意を得なければならない。	第 5 条	
正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定教育・保育施設は正当な理由がなければ、利用申し込みを拒んではならない。 利用定員を超える申し込みがあった場合は公正な方法により選考しなければならない。 保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもを優先的に利用できるよう選考するものとする。	第 6 条	第 5 条
あっせん、調整および要請に対する協力	特定教育・保育施設は市町村が行うあっせん、調整および要請に対して協力しなければならない。	第 7 条	
受給資格等の確認	保護者の提示する支給認定証によって保育の必要量等を確かめるものとする。	第 8 条	第 10 条
教育・保育給付認定の申請に係る援助	保護者から利用の申し込みがあった場合は、保護者の意思を踏まえて申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第 9 条	
心身の状況等の把握	特定教育・保育の提供にあたっては、子どもの心身の状況や置かれている環境、他の施設の利用状況などの把握に努めなければならない。	第 10 条	第 5 条
小学校等との連携	特定教育・保育の終了に際しては、小学校等との円滑な接続に資するよう各種機関との密接な連携に努めなければならない。	第 11 条	
特定教育・保育の提供の記録	特定教育・保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	第 12 条	第 14 条
利用者負担額等の受領	特定教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。 特定教育・保育において提供される便宜に要する費用を保護者から受けることができる。 ①日用品・文房具などの必要な物品の購入に関する費用 ②行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用 ④特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他保護者に負担させることが適当と認められるもの 費用の支払いを受けた場合は保護者に対して領収証を交付しなければならない。 保護者に費用の支払いを求める際は、書面で理由を明らかにするとともに、説明を行い文書による同意を得なければならない。	第 13 条	
施設型給付費等の額に係る通知等	特定教育・保育施設は法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対して施設型給付費の額を通知しなければならない。 法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払いを受けた場合は、保護者に対して、特定教育・保育提供証明書を交付しなければならない。	第 14 条	第 15 条
特定教育・保育の取扱方針	特定教育・保育施設は施設の区分に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 ①幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ②認定こども園 幼稚園教育要領、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、幼保連携型認定こども園教育・保育要領 ③幼稚園 幼稚園教育要領 ④保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	第 15 条	
特定教育・保育に関する評価等	特定教育・保育施設は、自ら提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 保護者その他施設の関係者による評価または外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。	第 16 条	第 17 条
相談および援助	特定教育・保育施設は子どもの心身の状況や環境の把握に努め、子どもまたは保護者に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	第 17 条	
緊急時等の対応	特定教育・保育施設の職員は、子どもの体調の急変が生じた場合は速やかに保護者または医療機関へ連絡を行うなどの措置を講じなければならない。	第 18 条	第 19 条
教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知	特定教育・保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受けたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を当該施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。	第 19 条	

項目	内容	改正前	改正後
運営規程	<p>特定教育・保育施設は施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>①施設の目的および運営の方針 ②提供する特定教育・保育の内容 ③職員の職種、員数および職務の内容 ④特定教育・保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日 ⑤保護者から支払いを受ける費用の種類、理由およびその額 ⑥区分ごとの利用定員 ⑦特定教育・保育施設の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用にあたっての留意事項（選考方法を含む） ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対応 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項</p>	第20条	第5条
勤務体制の確保等	<p>適切な特定教育・保育を提供することができるよう職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>特定教育・保育施設は当該施設の職員によって特定教育・保育の提供をしなければならぬ。</p> <p>職員の資質向上のために研修の機会を確保しなければならぬ。</p>	第21条	
利用定員の遵守	特定教育・保育施設は利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第22条	
掲示等	特定教育・保育施設は、施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければならぬ。	第23条	
教育・保育給付認定子どもを取り扱う原則	子どもの国籍、信条、社会的身分または特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	第24条	
虐待等の禁止	<p>職員は、子どもに対し、児童福祉法に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><b>特定教育・保育施設は、要保護児童に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。</b></p>	第25条	第4条
秘密保持等	<p>職員および管理者は正当な理由なく、業務上知り得た子どもまたは家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>職員であった者が正当な理由なく、業務上知り得た子どもまたは家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、子どもに関する情報を小学校等の他の機関に提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならぬ。</p>	第27条	
情報の提供等	<p>特定教育・保育施設は、保護者が適切に施設を選択できるよう、施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、当該施設について広告する場合、虚偽または誇大なものとしてはならない。</p>	第28条	
利益供与等の禁止	<p>特定教育・保育施設は、他の事業者またはその職員に対し、子どもまたは家族に対して当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、他の事業者またはその職員から、子どもまたは家族を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	第29条	
苦情解決	<p>特定教育・保育施設は、子どもまたは保護者等からの提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の措置を講じなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、苦情を受け付けた場合にはその内容等を記録しなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、市町村が行う報告、命令、質問、検査に応じ、苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導または助言を受けた場合は、必要な改善を行わなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあった場合には改善内容を報告しなければならない。</p>	第30条	第5条
地域との連携等	特定教育・保育施設は、地域住民等の活動などの連携および協力を行うなどの地域との交流に努めなければならない。	第31条	
事故発生の防止および発生時の対応	<p>特定教育・保育施設は、事故の発生または再発を防止するための措置を講じなければならない。</p> <p>①事故発生の対応、事故防止のための指針を整備 ②事故発生時または事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、事実の報告および改善策を従業員に周知徹底する体制を整備 ③事故発生防止のための委員会および従業員に対する研修を定期的に行うこと</p> <p>特定教育・保育施設は、事故が発生した場合は速やかに市町村および保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>特定教育・保育施設は、事故の状況および事故に際しての処置について記録しなければならない。</p> <p>特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。</p>	第32条	
会計の区分	特定教育・保育の事業会計をその他の事業会計と区別しなければならない。	第33条	

項目	内容	改正前	改正後
記録の整備	特定教育・保育施設は、職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。 特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならない。 ①特定教育・保育の提供にあたっての計画 ②特定教育・保育の提供記録 ③市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況および事故に際して採った処置についての記録	第34条	
特別利用保育の基準	特定教育・保育施設が子どもに対して特別利用保育を提供する場合は、子ども・子育て支援法に規定する基準を遵守しなければならない。 特別利用保育を利用する子どもの数および現に特定教育・保育施設を利用する子どもの総数が利用定員の総数を超えないものとする。	第35条	
特別利用教育の基準	特定教育・保育施設が子どもに対して特別利用教育を提供する場合は、子ども・子育て支援法に規定する基準を遵守しなければならない。 特別利用教育を利用する子どもの数および現に特定教育・保育施設を利用する子どもの総数が利用定員の総数を超えないものとする。	第36条	第5条
特定保育所に関する特例	特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。)から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。)を受ける者を除く。以下この項において同じ。)と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。)を除く。)と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市町村の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、または受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、または受けようとしたとき」と、「当該施設型給付費の支給」とあるのは「当該委託費の支払」とし、第6条および第7条の規定は適用しない。 特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。	付則第2条第1項	

・特定地域型保育事業の運営に関する基準

項目	内容	改正前	改正後
利用定員	特定地域型保育事業の利用定員を定める。 ・家庭的保育事業 1人以上5人以下 ・小規模保育事業A型およびB型 6人以上19人以下 ・小規模保育事業C型 6人以上10人以下 ・居宅訪問型保育事業 1人 特定地域型保育事業者は事業を行う事業所ごとに利用定員を満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定めるものとする。	第37条	
内容および手続きの説明および同意	特定地域型保育事業者は利用申込者に対し、重要事項に関する規程の概要、連携施設の種類および名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、支払いを受ける費用に関する事項その他保育の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付し説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。	第38条	
正当な理由のない提供拒否の禁止等	特定地域型保育事業者は、保護者から利用の申込みを受けたときは正当な理由がなければこれを拒んではならない。 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る子どもの数および現に利用している子どもの総数が利用定員の総数を超える場合には保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとし、保護者に対してあらかじめ選考方法を明示したうえで選考を行わなければならない。 特定地域型保育事業者は、保育の提供体制の確保が困難な場合や適切な教育・保育を提供することが困難な場合は、連携施設を紹介するなどの適切な措置を講じなければならない。	第39条	
あっせん、調整および要請に対する協力	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について市町村が行うあっせん、調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。	第40条	
心身の状況等の把握	特定地域型保育事業者は、保育の提供にあたっては、子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第41条	
特定教育・保育施設等との連携	特定地域型保育事業者は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、連携協力を実行する認定こども園、幼稚園または保育所を適切に確保しなければならない。 ①保育内容の支援 子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、保育内容支援を実施すること。 ②代替保育の提供 代替保育を提供すること。 ③卒園後の受け入れ 特定地域型保育の提供の終了後に保護者の希望に基づき連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、連携施設を確保しないことができる。 ①保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 ②特定地域型保育事業者と保育内容支援協力者との間で役割の分担および責任の所在が明確化されており、かつ、保育内容支援連携協力者の本来業務の遂行に支障が生じないよう措置が講じられていること。 保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業者（A型およびB型）または事業所内保育事業を行う者であつて連携協力を行うものをいう。	第42条	第5条

項目	内容	改正前	改正後
特定教育・保育施設等との連携	<p>代替保育の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、連携施設を確保しないことができる。</p> <p>①代替保育連携協力者との間で役割の分担および責任の所在が明確化されており、かつ、代替保育連携協力者の本来業務の遂行に支障が生じないよう措置が講じられていること。</p> <p>②代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>※代替保育連携協力者とは連携協力をを行うもの</p> <p>①特定地域型保育事業者が事業を行う場所または事業所以外 小規模保育事業 A型事業者等</p> <p>②事業実施場所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業 A型事業者等と同等の能力を有する者</p> <p>特定地域型保育事業者は施設のうちから連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>①子ども・子育て支援法の規定による助成を受けている者の設置する施設</p> <p>②児童福祉法に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の助成を受けている者</p> <p>居宅訪問型保育事業を行う者は乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な支援その他の便宜の供与を受けられるよう施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>事業所内保育事業を行う者については、連携施設の確保にあたって連携協力（保育支援内容および代替保育）を求めるこを要しない。</p> <p>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、特例保育所型事業所内保育事業者については連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>特定地域型保育事業者は特定地域型保育の提供終了に際しては、連携施設または他の施設において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、他の事業者等との密接な連携に努めなければならない。</p>	第42条	第5条
連携施設に関する経過措置	特定地域型保育事業者は、卒園後の受け入れに係る連携協力を伴う連携施設の確保が著しく困難であつて法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保に当たつて、卒園後の受け入れに係る連携協力を求めることを要しない。	付則 第5条	付則 第2項
利用者負担額等の受領	<p>特定地域型保育事業者は、保育を提供した際には保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとする。</p> <p>特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、保護者から保育費用基準額の支払いを受けるものとする。</p> <p>特定地域型保育事業者は、保育の提供にあたつて、保育の質の向上を図るうえで必要であると認められる対価について、保護者から受けることができる。</p> <p>特定地域型保育事業者は、保育において提供される便宜に要する費用を保護者から受けることができる。</p> <p>①日用品・文房具などの必要な物品の購入に関する費用</p> <p>②行事への参加に要する費用</p> <p>③特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>④その他特定地域型保育事業の利用において必要とされる費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>特定地域型保育事業者は、保護者に対して領収証を交付しなければならない。</p> <p>保護者に費用の支払いを求める際は、書面で使途、額、理由を明らかにするとともに、説明を行い文書による同意を得なければならない。</p>	第43条	
特定地域型保育の取扱方針	保育の内容について内閣総理大臣の定める基準に準じ、子どもの心身の状況等に応じて、保育の提供を適切に行わなければならない。	第44条	
特定地域型保育に関する評価等	提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	第45条	
運営規程	<p>定期的に外部の者による評価を受けて、結果を公表し、常にその改善を図るように努めなければならない。</p> <p>特定地域型保育事業者は事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>①事業の目的および運営の方針</p> <p>②提供する特定地域型保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数および職務の内容</p> <p>④特定地域型保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日</p> <p>⑤保護者から支払いを受ける費用の種類、理由およびその額</p> <p>⑥利用定員</p> <p>⑦特定教育・保育施設の利用の開始および終了に関する事項ならびに利用にあたつての留意事項（選考方法を含む）</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対応</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他運営に関する重要事項</p>	第46条	第5条
勤務体制の確保等	<p>特定地域型保育事業者は、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。</p> <p>特定地域型保育事業者は、当該事業所の職員によって特定地域型保育の提供をしなければならぬ。</p> <p>職員の資質向上のため研修の機会を確保しなければならない。</p>	第47条	
利用定員の遵守	特定地域型保育事業者は、利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行つてはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。	第48条	
記録の整備	<p>職員、設備および会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。</p> <p>特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存しなければならぬ。</p> <p>①特定地域型保育の提供にあたつての計画</p> <p>②特定地域型保育の提供記録</p> <p>③市町村への通知に係る記録</p> <p>④苦情の内容等の記録</p> <p>⑤事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	第49条	
準用	第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所および特定地域型保育について準用する。	第50条	

項目	内容	改正前	改正後
特別利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 特別利用地域型保育を提供する場合には、特別利用地域型保育の子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用する子どもの総数が利用定員の総数を超えないものとする。 その他、特定地域型保育事業に関する規定を準用する。	第51条	第5条
特定利用地域型保育の基準	特定地域型保育事業者が特定利用地域型保育を提供する場合には、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 特定利用地域型保育を提供する場合には、特定利用地域型保育の子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用する子どもの総数が利用定員の総数を超えないものとする。 その他、特定地域型保育事業に関する規定を準用する。	第52条	

■主な基準の概要について（黄色は国の基準に従うべき基準、青色は国の基準を参考しなければならない基準、赤字箇所は市独自基準）

※改正前条例での規定内容ごとに、改正後条例の条番号を記載（施行期日および現時点で適用されていない付則を除く。）

## ・共通の基準

項目	内容	改正前	改正後
趣旨	この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定めるものとする。	第1条	
定義	①児童 法第4条第1項に規定する児童 ②乳児 法第4条第1項第1号に規定する乳児 ③幼児 法第4条第1項第2号に規定する幼児のうち、満3歳に満たない者(法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号または同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、満3歳に満たない者および当該満3歳以上の児童) ④保護者 法第6条に規定する保護者 ⑤家庭的保育事業 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業 ⑥小規模保育事業 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業 ⑦居宅訪問型保育事業 法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業 ⑧事業所内保育事業 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業	第2条	
最低基準の目的等	条例に定める基準は、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	第3条	
最低基準と家庭的保育事業者等	家庭的保育事業等を行う者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。 最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。 市長は、児童の保護者その他児童福祉にかかる当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。	第4条	
家庭的保育事業者的一般原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 家庭的保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	第5条	第8条
保育所等との連携	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、および家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育または保育が継続的に提供されるよう、連携協力を行う保育所、幼稚園または認定こども園を適切に確保しなければならない。 ① <b>保育内容の支援</b> 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を実施すること。 ② <b>代替保育の提供</b> 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。 ③ <b>卒園後の受け入れ</b> 家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、その他の乳児または幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育または保育を提供すること。  市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、保育内容の支援を適用しないこととすることができる。 ①家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。 ②次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。 ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。  保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者であって、連携協力をを行うものをいう。  市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。 ①家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認める。 ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。 イ 替代保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。 ②市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。	第6条	

項目	内容	改正前	改正後
保育所等との連携	<p>代替保育連携協力者とは、代替保育の提供を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>①家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所または事業所以外の場所または事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>②事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p>		
家庭的保育事業者等と非常災害	<p>市長は、家庭的保育事業者等による卒園後の受け入れに係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、この規定を適用しないこととができる。その場合において家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを卒園後の受け入れに係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</p> <p>①子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</p> <p>②法第6条の3第12項および第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことによる費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</p>	第6条	
安全計画の策定等	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修および訓練を定期的に実施しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	第7条の2	
自動車を運行する場合の所在の確認	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車および降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて所在の確認を行わなければならない。</p>	第7条の3	第8条
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	家庭的保育事業等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論および実際にて訓練を受けたものでなければならぬ。		第8条
家庭的保育事業者等の職員の知識および技能の向上等	<p>家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>		第9条
他の社会福祉施設等を合わせて設置するときの設備および職員の基準	家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。		第10条
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。		第11条
虐待等の禁止	家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		第12条
衛生管理等	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</p> <p>居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持および健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備および備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</p>		第14条

項目	内容	改正前	改正後
食事	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。</p> <p>食事は、食品の種類および調理方法について栄養ならびに利用乳幼児の身体的状況および嗜好を考慮したものでなければならない。</p> <p>調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。</p>	第15条	
食事の提供の特例	<p>①～⑤を満たす家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対する食事の提供について、搬入施設において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>②家庭的保育事業所等またはその他の施設、保健所、市町村等の栄養士または管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士または管理栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>③調理業務の受託者を、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。</p> <p>④利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。</p> <p>⑤食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育および発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p> <p>搬入施設は、①～③いづれかの施設とする。</p> <p>①連携施設</p> <p>②家庭的保育事業者等と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>③保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができるとする者として市が適当と認めるもの</p>	第16条	
利用乳幼児および職員の健康診断	<p>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を行わなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳児または幼児(以下「乳幼児」という。)の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部または一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p> <p>健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳または利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供または法第24条第6項の規定による措置を解除し、または停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。</p> <p>家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	第8条 第17条	
家庭的保育事業所等内部の規程	<p>家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。</p> <p>①事業の目的および運営の方針</p> <p>②提供する保育の内容</p> <p>③職員の職種、員数および職の内容</p> <p>④保育の提供を行う日および時間ならびに保育の提供を行わない日</p> <p>⑤保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由およびその額</p> <p>⑥乳児および幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>⑦家庭的保育事業等の利用の開始および終了に関する事項ならびに家庭的保育事業等の利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧緊急時等における対応方法</p> <p>⑨非常災害対策</p> <p>⑩虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項</p>	第18条	
家庭的保育時所等に備える帳簿	家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。	第19条	
秘密保持等	<p>家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>	第20条	
苦情への対応	<p>家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供または法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p>	第21条	

・家庭的保育事業の基準

項目	内容	改正前	改正後
設備の基準	家庭的保育事業は、家庭的保育者の居宅その他の場所であって、市長が適当と認める場所で実施するものとする。 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積)以上であること。 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明および換気の設備を有すること。 衛生的な調理設備および便所を設けること。 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭があること。 庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3平方メートル以上であること。 火災報知器および消火器を設置するとともに、消火訓練および避難訓練を定期的に実施すること。 <b>専用の部屋が建物の1階に設けられていること。</b> <b>専用の部屋を設ける建物が、建築基準法および消防法の規定に違反していないこと。</b> <b>専用の部屋を設ける建物が、昭和56年6月1日における建築基準法に基づく耐震基準に適合していること。</b> <b>乳幼児の安全確保のための配慮がなされていること。</b>	第22条	第8条
			第5条
職員	家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、 <b>家庭的保育補助者</b> 、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、 <b>利用乳幼児が1人である場合には家庭的保育補助者を、①～③のいずれかに該当する場合には調理員を置かないこと</b> ができる。 ①調理業務の全部を委託する場合 ②搬入施設から食事を搬入する場合 <b>③利用乳幼児が3人以下の場合で、かつ、家庭的保育補助者が調理業務に従事する場合</b>	第6条 第8条	
	家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識および経験を有すると市長が認める者であって、①～③のいずれにも該当するものとする。 ①保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 ②法第18条の5各号および法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者 <b>③本人および同居者が暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないもの</b>		第3条 第8条
	家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者(市長が行う研修を修了し、①～②のいずれにも該当する者であって家庭的保育者を補助するものをいう。)とともに保育する場合は、5人以下とする。 <b>①法第34条の20第1項第3号に該当しない者</b> <b>②暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないもの</b>		
保育時間	家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者が定めるものとする。	第24条	
保育の内容	家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	第25条	第8条
保護者との連絡	家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。	第26条	
連携施設に関する経過措置	家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	付則第3条	付則第2条 第8条

・小規模保育事業の基準

項目	内容	改正前	改正後
小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型および小規模保育事業C型とする。	第27条	第8条
設備の基準	①乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室またはほふく室、調理設備および便所を設けること。 ②乳児室またはほふく室の面積 乳児または幼児1人につき3.3平方メートル以上 ③乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ④満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理設備および便所を設けること。 ⑤保育室または遊戯室の面積　幼児1人につき1.98平方メートル以上 屋外遊戯場の面積　幼児1人につき3.3平方メートル以上 ⑥保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。		

項目	内容	改正前	改正後																		
設備の基準	<p>⑦乳児室、ほふく室、保育室または遊戯室を2階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>ア 耐火建築物または準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が一以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th> <th>区分</th> <th>施設または設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">2階</td> <td>常用</td> <td>1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">4階以上 の階</td> <td>常用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> <tr> <td>避難用</td> <td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 小規模保育事業所A型の調理設備以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が、床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に防火上有効なダンパーが設けられていること。</p> <p>（ア）スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。</p> <p>（イ）調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 小規模保育事業所A型の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入り、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	階	区分	施設または設備	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 4 屋外階段	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 3 屋外階段	4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	第28条	第8条
階	区分	施設または設備																			
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																			
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 4 屋外階段																			
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																			
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備 3 屋外階段																			
	4階以上 の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																		
避難用		1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																			
職員		<p>小規模保育事業所A型には、保育士（<b>暴対法第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないものに限る。</b>）、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型または搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育士の数は、①～④に掲げる区分に応じ、①～④に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>保育士の数の算定に当たっては、小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	第29条	第3条 第8条																	
準用	第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「 <b>家庭的保育事業</b> 」とあるのは「 <b>小規模保育事業A型</b> 」と、「 <b>8時間</b> 」とあるのは「 <b>11時間</b> 」と、「家庭的保育事業を行う者（次条および第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「 <b>小規模保育事業A型</b> 」と、「家庭的保育事業を行なう者（第30条において準用する次条および第26条において「 <b>小規模保育事業者(A型)</b> 」といふ。）」と、第25条中「 <b>家庭的保育事業</b> 」とあるのは「 <b>小規模保育事業A型</b> 」と、「家庭的保育事業者」とあるのは「 <b>小規模保育事業者(A型)</b> 」と、第26条中「 <b>家庭的保育事業者</b> 」とあるのは「 <b>小規模保育事業者(A型)</b> 」と読み替えるものとする。	第30条	第7条 第8条																		

項目	内容	改正前	改正後
職員	<p>小規模保育事業B型を行う事業所には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了し、<b>暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないもの</b>、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型または搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育従事者の数は、①～④に掲げる乳幼児の区分に応じ、①～④に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人 ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人 ④満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	第31条	第3条 第8条
準用	<p>第24条から第26条までおよび第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「<b>家庭的保育事業</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業B型</b>」と、「<b>8時間</b>」とあるのは「<b>11時間</b>」と、「家庭的保育事業を行う者(次条および第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者(第32条において準用する次条および第26条において「小規模保育事業者(B型)」といふ。)」と、第25条中「<b>家庭的保育事業</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業B型</b>」と、「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(B型)」と、第26条中「<b>家庭的保育事業者</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業者(B型)</b>」と、第28条中「<b>小規模保育事業A型</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業B型</b>」と、「<b>小規模保育事業所A型</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業所B型</b>」と、同条第4号中「次号ならびに第33条第4号および第5号」とあるのは「<b>第32条において準用する次号</b>」と読み替えるものとする。</p>	第32条	第7条 第8条
設備の基準	<p>小規模保育事業C型を行う事業所の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>①乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室またはほふく室、調理設備および便所を設けること。 ②乳児室またはほふく室の面積 乳児または前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上 ③乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。 ④満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理設備および便所を設けること。 ⑤保育室または遊戯室の面積 幼児1人につき3.3平方メートル以上、 屋外遊戯場の面積 幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。 ⑥保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。 ⑦保育室等を2階以上に設ける建物は、第28条第7号に掲げる要件に該当するものであること。</p>	第33条	第8条
職員	<p>小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型または搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合は、5人以下とする。</p>	第34条	
利用定員	小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下とする。	第35条	
準用	<p>第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「<b>家庭的保育事業</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業C型</b>」と、「<b>8時間</b>」とあるのは「<b>11時間</b>」と、「家庭的保育事業を行う者(次条および第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者(第36条において準用する次条および第26条において「小規模保育事業者(C型)」といふ。)」と、第25条中「<b>家庭的保育事業</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業C型</b>」と、「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(C型)」と、第26条中「<b>家庭的保育事業者</b>」とあるのは「<b>小規模保育事業者(C型)</b>」と読み替えるものとする。</p>	第36条	第7条 第8条
・居宅訪問型保育事業の基準			
項目	内容	改正前	改正後
居宅訪問型保育事業	<p>居宅訪問型保育事業者は、①～④に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>①障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 ②子ども・子育て支援法第34条第5項または第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育 ③法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育 ④母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間および深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要な程度および家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育</p>	第37条	
設備および備品	居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備および備品等を備えなければならない。	第38条	
職員	居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。	第39条	
居宅訪問型保育連携施設	居宅訪問型保育事業者は、乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。	第40条	
準用	<p>第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「<b>家庭的保育事業</b>」とあるのは「<b>居宅訪問型保育事業</b>」と、「家庭的保育事業を行う者(次条および第26条において「家庭的保育事業者」という。)」と、第25条中「<b>家庭的保育事業</b>」とあるのは「<b>居宅訪問型保育事業</b>」と、「家庭的保育事業者」とあるのは、「<b>居宅訪問型保育事業者</b>」と、第26条中「<b>家庭的保育事業者</b>」とあるのは、「<b>居宅訪問型保育事業者</b>」と読み替えるものとする。</p>	第41条	

項目	内容	改正前	改正後																																										
利用定員の設定	<p>事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上のその他の乳児または幼児の定員枠を設けなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th><th>その他の乳児または幼児の数</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児または幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	第42条																	
利用定員数	その他の乳児または幼児の数																																												
1人以上5人以下	1人																																												
6人以上7人以下	2人																																												
8人以上10人以下	3人																																												
11人以上15人以下	4人																																												
16人以上20人以下	5人																																												
21人以上25人以下	6人																																												
26人以上30人以下	7人																																												
31人以上40人以下	10人																																												
41人以上50人以下	12人																																												
51人以上60人以下	15人																																												
61人以上70人以下	20人																																												
71人以上	20人																																												
保育所型事業所内保育事業所の設備の基準	<p>①乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室またはほふく室、医務室、調理室および便所を設けること。</p> <p>②乳児室の面積 乳児または幼児1人につき1.65平方メートル以上</p> <p>③ほふく室の面積 乳児または幼児1人につき3.3平方メートル以上</p> <p>④乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑤満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理室および便所を設けること。</p> <p>⑥保育室または遊戯室の面積 幼児1人につき1.98平方メートル以上</p> <p>屋外遊戯場の面積 幼児1人につき3.3平方メートル以上</p> <p>⑦保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>⑧保育室等を2階に設ける建物は次のア、イおよびカに掲げる要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次のアからクまでに掲げる要件に該当すること。</p> <p>ア 耐火建築物または準耐火建築物であること。</p> <p>イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設または設備が1以上設けられていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th><th>区分</th><th>施設または設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">2階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段</td></tr> <tr><td></td><td>2 屋外階段</td></tr> <tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr> <tr><td></td><td>2 待避上有効なバルコニー</td></tr> <tr><td></td><td>3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</td></tr> <tr><td></td><td>4 屋外階段</td></tr> <tr><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr> <tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr> <tr> <td rowspan="7">3階</td><td>常用</td><td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</td></tr> <tr><td></td><td>3 屋外階段</td></tr> <tr><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr> <tr><td>避難用</td><td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備</td></tr> <tr><td></td><td>3 屋外階段</td></tr> <tr><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</td></tr> <tr><td>避難用</td><td>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr> <tr> <td rowspan="5">4階以上の階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）</td></tr> <tr><td></td><td>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</td></tr> <tr><td></td><td>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr> </tbody> </table> <p>ウ イに掲げる施設および設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(ア) スプリンクラー設備その他これに類するものが自動式のものが設けられていること。</p> <p>(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。</p> <p>オ 保育所型事業所内保育事業所の壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>カ 保育室等その他乳幼児が出入り、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>キ 非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。</p>	階	区分	施設または設備	2階	常用	1 屋内階段		2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段		2 待避上有効なバルコニー		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備		4 屋外階段	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	3階	常用	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備		3 屋外階段	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	避難用	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備		3 屋外階段	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段	避難用	2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	第8条	第43条
階	区分	施設または設備																																											
2階	常用	1 屋内階段																																											
		2 屋外階段																																											
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																																											
		2 待避上有効なバルコニー																																											
		3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備																																											
		4 屋外階段																																											
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																																											
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																																											
3階	常用	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備																																											
		3 屋外階段																																											
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																																											
	避難用	2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路またはこれに準ずる設備																																											
		3 屋外階段																																											
	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段																																											
	避難用	2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																																											
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号または同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項各号に規定する構造の屋内階段については、当該屋内階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニーまたは付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号および第10号を満たすものとする。）																																											
		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路																																											
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段																																											

項目	内容	改正前	改正後
保育所型事業所内保育事業所の職員	<p>保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所または搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育士の数は、①～④に掲げる区分に応じ、①～④に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることはできない。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人      ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人      ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人      ④満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>保育士の数の算定に当たっては、保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人限り、保育士とみなすことができる。</p>	第44条	
連携施設に関する特例	<p>保育所型事業所内保育事業を行う者にあっては、連携施設の確保に当たって、保育内容の支援および代替保育の提供に係る連携協力を求めることを要しない。</p> <p>保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、市長が適当と認めるものについては、連携施設の確保をしないことができる。</p>	第45条	
準用	<p>第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業」とあるのは「保育所型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者(次条および第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第43条に規定する保育所型事業所内保育事業を行う者(第46条において準用する次条および第26条において「保育所型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「保育所型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。</p>	第46条	
小規模型事業所内保育事業所の職員	<p>事業所内保育事業を行う事業所には、保育従事者、嘱託医および調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所または搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>保育従事者の数は、①～④に掲げる区分に応じ、①～④に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>①乳児 おおむね3人につき1人      ②満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人      ③満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね15人につき1人      ④満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人</p> <p>保育士の数の算定に当たっては、小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人限り、保育士とみなすことができる。</p>	第47条	第8条
準用	<p>第24条から第26条までおよび第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業」とあるのは、「小規模型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業を行う者(次条および第26条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「第47条第1項に規定する小規模型事業所内保育事業を行う者(第48条において準用する次条および第26条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第25条中「家庭的保育事業」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業」と、「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備(当該小規模型事業所内保育事業所を設置し、および管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第48条において準用する第4号において同じ。)」と、同条第4号中「次号ならびに第33条第4号および第5号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする。</p>	第48条	
小規模保育事業所A型および保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例	保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園(子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。)または家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号または第44条第2項各号に定める数の合計数が1となる時は、第29条第2項または第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができます。ただし、配置される保育士の数が1となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。	付則第6条	
	当分の間、保育士の数の算定については、幼稚園教諭もしくは小学校教諭または養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。	付則第7条	
	付則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型または保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、保育士の数の算定については、保育士と同等の知識および経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。	付則第8条	
	付則第7条および第8条の規定を適用する時は、保育士を、保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。	付則第9条	

■主な基準の概要について（青色は国の基準を参照しなければならない基準、赤字箇所は市独自基準）

※改正前条例での規定内容ごとに、改正後条例の条番号を記載（施行期日および現時点で適用されていない付則を除く。）

項目	内容	改正前	改正後
趣旨	この条例は、児童福祉法（以下「法」という。）の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めるものとする。	第1条	
定義	次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。 ①放課後児童健全育成事業 市長の監督に属する法に規定する放課後児童健全育成事業をいう。 ②児童 法に規定する児童をいう。 ③保護者 法に規定する保護者をいう。	第2条	
最低基準の目的等	①条例に定める基準は、放課後児童健全育成事業を利用している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。 ②市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	第3条	
最低基準の向上と放課後児童健全育成事業者	①事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備および運営を向上させなければならない。 ②最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。 ③市長は、児童の保護者その他児童福祉にかかる当事者の意見を聴き、事業者に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。	第4条	
放課後児童健全育成事業の一般原則	①放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。 ②事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。 ③事業者は、地域社会との交流および連携を図り、児童の保護者および地域社会に対し、事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ④事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。 ⑤事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生および利用者に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けなければならない。	第5条	第7条
放課後児童健全育成事業者と非常災害	①事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ②訓練のうち、避難および消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。	第6条	
安全計画の策定等	①事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修および訓練を定期的に実施しなければならない。 ③事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ④事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。	第6条の2	
自動車を運行する場合の所在の確認	事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車および降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。	第6条の3	
放課後児童健全育成事業者の職員の一般的条件	利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者でなければならない。 <b>暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者でなければならない。</b> できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者でなければならない。	第7条	第7条 第3条 第7条
放課後児童健全育成事業者の職員の知識および技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。 ②事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	第8条	
設備の基準	①事業所には、遊びおよび生活の場としての機能ならびに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備および備品等を備えなければならない。 ②専用区画の面積 児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上 ③専用区画ならびに設備および備品等は、事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。 ④専用区画等は、衛生および安全が確保されたものでなければならない。	第7条	第7条 第9条
職員	①事業者は、事業所ごとに、支援員を置かなければならない。 ②支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。 ③支援員は、資格要件等を満たす者であって、都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。  <b>④資格要件等を満たす者であって、2年以内に研修を修了する予定のものとして事業者が認めるものを、同一の事業者につき1回に限り、支援員とみなすことができる。</b> <b>⑤事業者は、支援員とみなしたときは、その旨を書面で市長に届け出なければならない。</b>  ⑥支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一または複数の利用者に対して一體的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。 ⑦支援員および補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業所であって、支援員のうち1人を除いた者または補助者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	第7条	第7条 第4条 第7条

項目	内容	改正前	改正後
利用者を平等に取り扱う原則	事業者は、利用者の国籍、信条または社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。	第11条	第7条
虐待等の防止	①職員は、利用者に対し、利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条	第7条
	②事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対して研修の機会を確保しなければならない。		第6条
	③事業者は、要保護児童に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。		第5条
業務継続計画の策定	①事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 ②事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ③事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。	第12条の2	
衛生管理等	①利用者の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ③必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		第13条
運営規程	事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①事業の目的および運営の方針 ②職員の職種、員数および職務の内容 ③開所している日および時間 ④支援の内容および当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項		第14条  第7条
放課後児童健全育成事業者が備える帳簿	事業者は、職員、財産、収支および利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。		第15条
秘密保持等	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。		第16条
苦情への対応	①事業者は、利用者またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるために、窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ③事業者は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。		第17条
開所時間および日数	①事業所を開所する時間について、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。 ・小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間 ・小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間 ②事業者は、事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。		第18条
保護者との連絡	事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康および行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。		第19条
関係機関との連携	事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。		第20条
事故発生時の対応	①事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。		第21条

## 草津市乳児等通園支援事業の設備および運営に関する基準を定める条例

■主な基準の概要について（黄色は国の基準に従うべき基準、青色は国の基準を参考しなければならない基準、赤字箇所は市独自基準）

※国基準での規定内容ごとに、条例の条番号を記載

## ・共通の基準

項目	内容	国基準	市条例
趣旨	設備運営基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が、乳児等通園支援を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児または幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。		第1条
最低基準の目的	条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。		第2条
最低基準の向上	①市長は乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させるように勧告することができる。 ②市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。		第3条
最低基準と乳児等通園支援事業者	①事業者は、最低基準を超えて、その設備および運営を向上させなければならない。 ②最低基準を超えて、設備を有し、または運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備または運営を低下させてはならない。		第4条
乳児等通園支援事業者の一般原則	①事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮してその運営を行わなければならない。 ②事業者は、地域社会との交流および連携を図り、利用乳幼児の保護者および地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 ③事業者は、自己評価を行い、常に事業の質の改善を図らなければならない。 ④事業者は、定期的に外部評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。 ⑤事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。 ⑥事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生および利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払つて設けられなければならない。		第5条
乳児等通園支援事業者と非常災害	①事業者は、消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。 ②事業者は、少なくとも毎月1回、避難および消火に関する訓練を行わなければならない。		第6条
安全計画の策定等	①事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修および訓練を定期的に実施しなければならない。 ③事業者は、保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 ④事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行ふものとする。		第7条
自動車を運行する場合の所在の確認	①利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 ②利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、所在の確認を行わなければならない。		第8条
乳児等通園支援事業所の職員の一般的条件	職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論および実際について訓練を受けた者でなければならない。		第9条
乳児等通園支援事業所の職員の知識および技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識および技能の修得、維持および向上に努めなければならない。 ②事業所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。		第10条
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備および職員の基準	他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、当該乳児等通園支援事業所の設備および職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。（職員に係る部分に限る。）		第11条
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。		第12条
虐待等の禁止	利用乳幼児に対し、心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。		第13条
衛生管理等	①利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じなければならない。 ②感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修ならびに感染症の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 ③必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。		第14条
食事	食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		第15条
乳児等通園支援事業所内部の規程	次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 ①乳児等通園支援事業の目的および運営の方針 ②その提供する乳児等通園支援の内容 ③職員の職種、員数および職務の内容 ④乳児等通園支援の提供を行う日および時間ならびに行わない日 ⑤保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額 ⑥利用定員 ⑦乳児等通園支援事業の利用の開始および終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項		第16条

項目	内容	国基準	市条例
乳児等通園支援事業所に備える帳簿	事業所には、職員、財産、収支および利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。	第17条	第5条
秘密保持等	①職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 ②事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	第18条	
苦情への対応	①事業者は、利用乳幼児またはその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 ②事業者は、市からの指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。	第19条	
電磁的記録	事業者およびその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されているまたは想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。	第27条	
暴力団員等の排除	事業者およびその職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者であってはならない。	—	第3条
要保護児童	乳児等通園支援事業者およびその職員は、要保護児童に関し、早期発見ならびに関係機関との円滑な連携および協力に努めなければならない。	—	第4条

・一般型の基準

項目	内容	国基準	市条例
事業の区分	一般型乳児等通園支援事業 施設の利用定員とは別に定員を設け、受入れを行う。（在園児合同実施、専用室独立実施、独立施設実施）	第20条	
設備	(基本的な基準) 0歳～満2歳未満：乳児室またはほふく室および便所を設けること。 満2歳以上：保育室または遊戯室および便所を設けること。 ※上記設備に乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。 (面積基準) 0歳～満2歳未満：乳児室 1.65m <sup>2</sup> /人、ほふく室 3.3m <sup>2</sup> /人 満2歳以上：保育室または遊戯室 1.98m <sup>2</sup> /人 (保育室等が2階以上の場合の基準) ・建物は耐火建築物または準耐火建築物であること。 ・常用 避難用の区分ごとに屋内階段、屋外階段等を設けること。 ・乳幼児が出入り、または通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 (保育室等が3階以上の場合の基準：2階以上の基準に加えて以下を満たすこと) ・保育室等から屋内階段、屋外階段等へは歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。 ・壁および天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ・非常警報器具または非常警報設備および消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 ・カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。	第21条 第1号～ 第7号	第5条
	(調理設備に係る部分) 調理設備を設ける場合には、以下のいずれかの基準に該当すること。 ①スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ②調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ③当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が耐火構造の床もしくは壁または特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房または冷房の設備の風道が、当該床もしくは壁を貫通する部分またはこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	第21条 第8号	
職員	(従事者の数) 乳児：おおむね3人につき1人以上 満1歳～満3歳未満の幼児：おおむね6人につき1人以上 従事者の半数以上を保育士とし、配置する従事者が2人を下回らないこと(※) ※一体的に運営する保育所等から支援を受けることができ、専任の保育士を配置する場合、1人でも可	第22条 第22条の 2	
乳児等通園支援の内容	乳児等通園支援は、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児およびその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。	第23条	
保護者との連絡	利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。	第24条	

・余裕活用型の基準

項目	内容	国基準	市条例
事業の区分	余裕活用型乳児等通園支援事業 保育所等の空き定員の枠を活用して受入れを行う	第20条	
設備および職員	保育所の基準等を適用 ①保育所：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。） ②幼保連携型認定こども園以外の認定こども園：認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準 ③幼保連携型認定こども園：幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準 ④家庭的保育事業等を行う事業所：家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）	第25条	第5条
準用	第23条および第24条の規定（乳児等通園支援事業の内容および保護者との連絡）は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。	第26条	

◎令和7年 11月補正予算 会計別総括表

(単位:千円・%)

会計名	現計予算額	補正額	補正後			令和6年度最終予算額		
			予算額A	構成比	(A-B)/B	予算額B	構成比	
一般会計	65,906,617	1,216,193	67,122,810	65.1	1.6	66,074,616	65.3	
特別会計	国民健康保険事業	11,480,187	6,311	11,486,498	11.1	△ 1.1	11,609,141	11.5
	財産区	232,179	0	232,179	0.2	6.6	217,778	0.2
	学校給食センター	1,235,600	2,124	1,237,724	1.2	2.1	1,212,721	1.2
	介護保険事業	10,584,577	18,506	10,603,083	10.3	2.5	10,340,382	10.2
	後期高齢者医療	2,102,099	503	2,102,602	2.0	0.9	2,084,328	2.1
	水道事業	4,534,000	15,206	4,549,206	4.4	13.8	3,997,293	3.9
	下水道事業	5,830,000	8,893	5,838,893	5.7	2.1	5,720,481	5.6
	特別会計 合計	35,998,642	51,543	36,050,185	34.9	2.5	35,182,124	34.7
総計		101,905,259	1,267,736	103,172,995	100.0	1.9	101,256,740	100.0

◎令和7年 11月補正予算 一般会計款別総括表

(単位:千円・%)

科 目	現計予算額	今回補正額	補 正 後			令和6年度最終予算額	
			予 算 額	構成比	対前年最終比	予 算 額	構成比
1. 市税	26,566,019	0	26,566,019	39.6	4.9	25,314,920	38.3
2. 地方譲与税	339,000	0	339,000	0.5	△ 1.5	344,000	0.5
3. 利子割交付金	21,000	0	21,000	0.0	50.0	14,000	0.0
4. 配当割交付金	195,000	0	195,000	0.3	38.3	141,000	0.2
5. 株式等譲渡所得割交付金	295,000	0	295,000	0.4	76.6	167,000	0.3
6. 法人事業税交付金	483,000	0	483,000	0.7	6.4	454,000	0.7
7. 地方消費税交付金	3,751,000	0	3,751,000	5.6	2.5	3,659,000	5.5
8. 環境性能割交付金	62,000	0	62,000	0.1	△ 6.1	66,000	0.1
9. 地方特例交付金	165,000	0	165,000	0.2	△ 80.1	831,000	1.3
10. 地方交付税	3,086,000	212,514	3,298,514	4.9	12.0	2,945,092	4.5
11. 交通安全対策特別交付金	14,124	0	14,124	0.0	△ 4.0	14,705	0.0
12. 分担金及び負担金	324,879	0	324,879	0.5	2.1	318,191	0.5
13. 使用料及び手数料	1,263,794	0	1,263,794	1.9	2.6	1,232,256	1.9
14. 国庫支出金	13,546,948	4,820	13,551,768	20.2	5.4	12,852,758	19.4
15. 県支出金	5,870,624	1,940	5,872,564	8.8	10.0	5,338,042	8.1
16. 財産収入	199,566	0	199,566	0.3	39.4	143,133	0.2
17. 寄附金	899,279	620,000	1,519,279	2.3	70.6	890,452	1.3
18. 繰入金	3,171,756	280,948	3,452,704	5.1	32.0	2,616,481	4.0
19. 繰越金	303,870	90,971	394,841	0.6	△ 28.5	552,291	0.8
20. 諸収入	1,359,458	0	1,359,458	2.0	36.2	998,036	1.5
21. 市債	3,989,300	5,000	3,994,300	6.0	△ 44.4	7,182,259	10.9
歳 入 合 計	65,906,617	1,216,193	67,122,810	100.0	1.6	66,074,616	100.0
1. 議会費	311,301	2,310	313,611	0.5	1.6	308,808	0.5
2. 総務費	8,223,342	989,911	9,213,253	13.7	22.3	7,534,788	11.4
3. 民生費	30,502,442	31,635	30,534,077	45.5	5.2	29,020,685	43.9
4. 衛生費	4,466,650	36,946	4,503,596	6.7	14.8	3,922,067	5.9
5. 労働費	291,293	△ 5,770	285,523	0.4	171.0	105,371	0.2
6. 農林水産業費	564,198	8,146	572,344	0.9	1.1	565,929	0.9
7. 商工費	227,464	51,408	278,872	0.4	30.7	213,307	0.3
8. 土木費	5,272,882	13,205	5,286,087	7.9	△ 43.3	9,320,484	14.1
9. 消防費	2,222,905	2,788	2,225,693	3.3	24.7	1,784,270	2.7
10. 教育費	8,700,096	85,614	8,785,710	13.1	7.3	8,185,341	12.4
11. 公債費	4,658,305	0	4,658,305	6.9	6.5	4,374,502	6.6
12. 諸支出金	435,739	0	435,739	0.7	△ 38.5	709,064	1.1
13. 予備費	30,000	0	30,000	0.0	0.0	30,000	0.0
歳 出 合 計	65,906,617	1,216,193	67,122,810	100.0	1.6	66,074,616	100.0

◎令和7年 11月補正予算概要

一般会計

(単位:千円)

事務事業名	金額	説明
職員費	228,897	人勧影響分 242,449 その他新陳代謝等 40,844
各事務事業 (会計年度任用職員)	54,396	令和7年人事院勧告および滋賀県人事委員会勧告に準じた給与改定を実施するとともに、新陳代謝等に伴う所要の調整を行うもの (資料1のとおり)
ふるさと創生基金 積立金	620,000	ふるさと寄附金積立金 620,000 ふるさと寄附金の増収に伴う積立金の増額を計上
シティセールス推進費	280,920	ふるさと寄附運営費 280,920 ふるさと寄附金の増収に伴う諸経費の増額を計上
地域まちづくり センター管理運営費	5,560	渋川まちづくりセンター空調設備改修費 5,560 <債務負担行為 (R7~R8) 8,400> 計 13,960 渋川まちづくりセンターのロビーにおける空調が故障したことから、改修に係る所要額および債務負担行為を計上
火葬場等管理運営費	3,144	火葬場燃料タンク設置費 2,972 火葬場燃料タンクの検査の結果、タンク内に穴が確認されたことから、消防との協議により、屋外タンク設置に係る所要額を計上

## 一般会計（続き）

(単位：千円)

事務事業名	金額	説明
商工業振興推進費	6,086	<p>産業用地確保検討調査費 5,896</p> <p>新たな産業用地の確保に向けて、農業用ため池のうち、頓蓮池を産業用地として検討するに当たり、過去にオニバスが確認された経緯を踏まえ、生態状況等の調査に係る所要額を計上</p> <p>(資料2のとおり)</p>
草津川跡地整備事業費	—	<p>草津川跡地（区間6）民間事業者誘致事業費 &lt;債務負担行為（R7～R9） 315,000&gt;</p> <p>草津川跡地（区間6）の整備・運営に民間事業者の持つ活力の導入を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した事業者の公募に係る債務負担行為を計上</p>
都市計画街路事業費	△19,107	<p>平野南笠線整備費 △19,107</p> <p>&lt;債務負担行為（R7～R8） 34,900&gt;</p> <p>計 15,793</p> <p>滋賀県と草津市が全線での更なる検討を一体となって進める必要が生じたことから、当初予定していた業務の見直しによる事業費の減額を行うとともに、新浜工区および南笠工区での測量業務等と滋賀県が実施する予備設計等への負担金に係る債務負担行為を計上</p>
教育相談支援運営費	5,111	<p>やまびこ教育相談室整備・運営費 5,025</p> <p>現在2か所（青地・上笠）で運営している「やまびこ教育相談室」について、不登校などの悩みや不安を抱える児童生徒等の増加に対応するため、新たな教室の開設および運営に係る所要額を計上</p> <p>(資料3のとおり)</p>

## 一般会計（指定管理に係る債務負担行為補正）

(単位：千円)

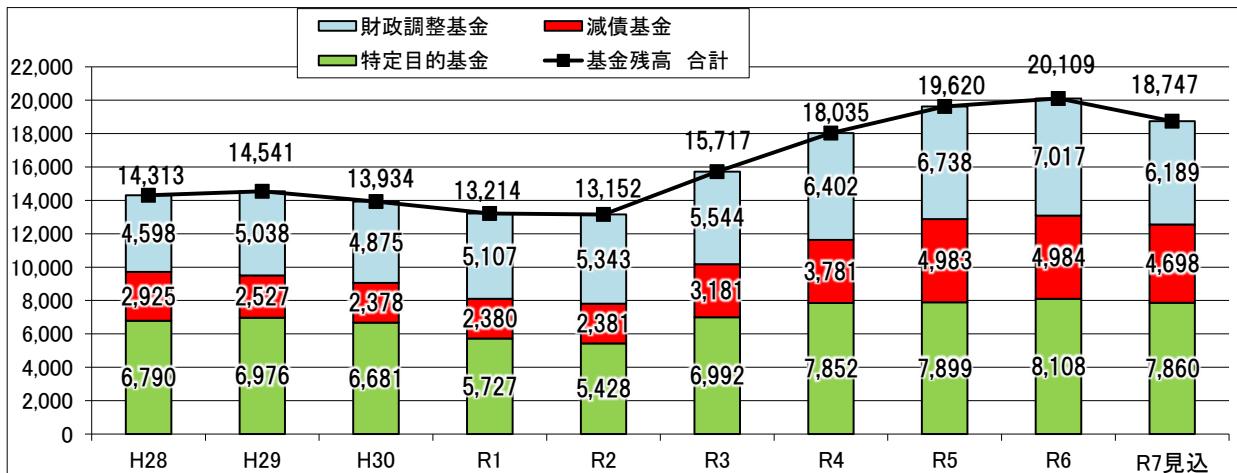
事務事業名	金額	説明
自転車駐車場管理運営費	—	[草津駅東自転車駐車場 施設管理委託料 〔指定管理〕(債務負担行為 R7～R12) 83,800]
南草津駅自転車自動車駐車場管理運営費	—	[南草津駅自転車自動車駐車場 施設管理委託料 〔指定管理〕(債務負担行為 R7～R12) 167,200]
草津川跡地公園運営費	—	[草津川跡地公園（区間2・区間5）施設管理委託料 〔指定管理〕(債務負担行為 R7～R12) 458,300]
草津駅前地下駐車場管理運営費	—	[草津駅前地下駐車場 施設管理委託料 〔指定管理〕(債務負担行為 R7～R12) 195,200]
都市公園等維持管理費	—	[弾正公園他1施設 管理委託料 〔指定管理〕(債務負担行為 R7～R12) 287,000]
社会体育施設管理運営費	—	[総合体育館他5施設 管理委託料 〔指定管理〕(債務負担行為 R7～R12) 420,000]

## 《 指定管理一覧 》

(単位：千円)

施設名	指定予定団体名	債務負担行為限度額 (指定期間)
草津駅東自転車駐車場	ミディイ総合管理株式会社	83,800 (R8～R12)
南草津駅自転車自動車駐車場	一般社団法人 草津市勤労者福祉サービスセンター	167,200 (R8～R12)
草津川跡地公園（区間2）	草津川跡地公園	458,300
草津川跡地公園（区間5）	マネジメント・パートナーズ	(R8～R12)
草津駅前地下駐車場	大五産業株式会社	195,200 (R8～R12)
弾正公園・野村公園		287,000 (R8～R12)
総合体育館・野村運動公園・ふれあい運動場・ふれあい体育館・武道館・三ツ池運動公園	くさつスポーツアクティブ事業体	420,000 (R8～R12)

## ●基金残高の推移 直近10年間(H28～R7) R7. 11月補正後

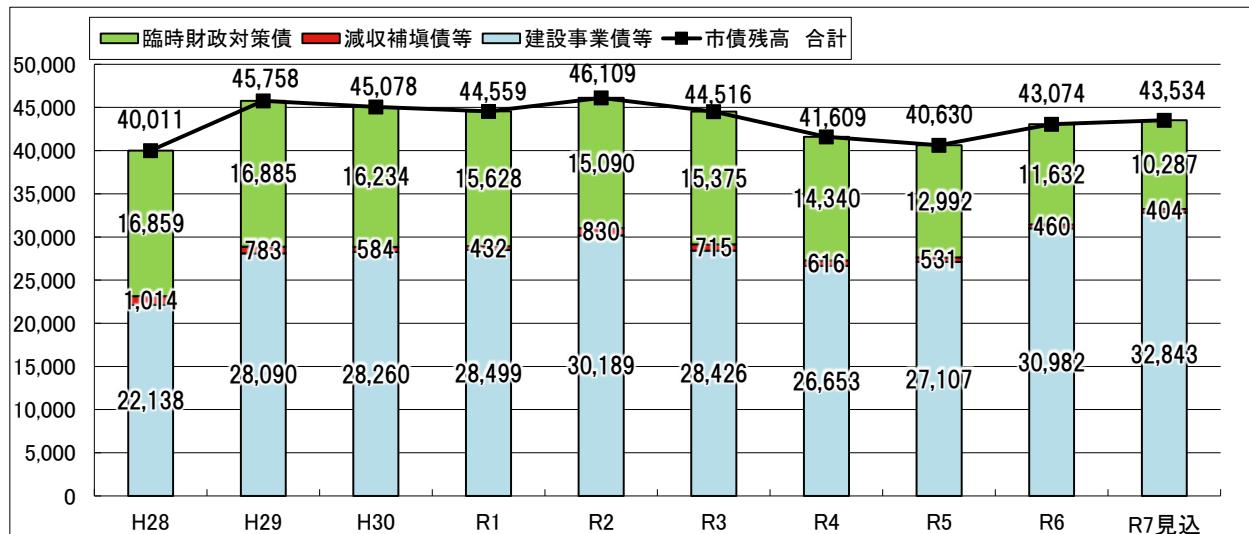


上段:年度末基金残高(単位:百万円) 下段:対前年伸び率

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込
財政調整基金	4,598	5,038	4,875	5,107	5,343	5,544	6,402	6,738	7,017	6,189
	-5.6%	9.6%	-3.2%	4.8%	4.6%	3.8%	15.5%	5.2%	4.1%	-11.8%
減債基金	2,925	2,527	2,378	2,380	2,381	3,181	3,781	4,983	4,984	4,698
	0.1%	-13.6%	-5.9%	0.1%	0.0%	33.6%	18.9%	31.8%	0.0%	-5.7%
特定目的基金	6,790	6,976	6,681	5,727	5,428	6,992	7,852	7,899	8,108	7,860
	-16.6%	2.7%	-4.2%	-14.3%	-5.2%	28.8%	12.3%	0.6%	2.6%	-3.1%
基金残高 合計	14,313	14,541	13,934	13,214	13,152	15,717	18,035	19,620	20,109	18,747
	-10.2%	1.6%	-4.2%	-5.2%	-0.5%	19.5%	14.7%	8.8%	2.5%	-6.8%

※R7基金残高見込みは、令和7年度11月市議会補正予算までの基金積立金、基金繰入金(取り崩し)予算額を反映しています。

## ●一般会計・市債残高の推移 直近10年間(H28～R7) R7. 11月補正後



上段:年度末市債残高(単位:百万円) 下段:対前年伸び率

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7見込
臨時財政対策債	16,859	16,885	16,234	15,628	15,090	15,375	14,340	12,992	11,632	10,287
	-0.4%	0.2%	-3.9%	-3.7%	-3.4%	1.9%	-6.7%	-9.4%	-10.5%	-11.6%
減収補填債等	1,014	783	584	432	830	715	616	531	460	404
	-18.4%	-22.8%	-25.4%	-26.0%	92.1%	-13.9%	-13.8%	-13.8%	-13.4%	-12.2%
建設事業債等	22,138	28,090	28,260	28,499	30,189	28,426	26,653	27,107	30,982	32,843
	8.7%	26.9%	0.6%	0.8%	5.9%	-5.8%	-6.2%	1.7%	14.3%	6.0%
市債残高 合計	40,011	45,758	45,078	44,559	46,109	44,516	41,609	40,630	43,074	43,534
	3.8%	14.4%	-1.5%	-1.2%	3.5%	-3.5%	-6.5%	-2.4%	6.0%	1.1%

※R7市債残高見込みは、令和7年度11月市議会補正予算までの市債償還額および新規借り入れ予算額を反映しています。

# 令和 7 年度 給 与 改 定 の 概 要

## ■令和 7 年人事院勧告および滋賀県人事委員会勧告

### 【人事院勧告概要】

〈月例給〉 実施日：令和 7 年 4 月 1 日（遡及適用）

- ・俸給表

民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、一般職試験（大卒程度）に係る初任給を 12,000 円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を 12,300 円引き上げ。若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る改定。（平均改定率 3.3%）

〈ボーナス〉 実施日：法律の公布日

- ・民間賞与の支給状況を踏まえ、期末・勤勉手当の支給月数を引き上げ

4.60 月分 → 4.65 月分 (+0.05 月)

- ・引き上げ分は期末手当および勤勉手当に均等に配分

	6 月期	12 月期
令和 7 年度 期末手当	1.25 月（支給済み）	1.275 月（現行 1.25 月）
勤勉手当	1.05 月（支給済み）	1.075 月（現行 1.05 月）
令和 8 年度 期末手当	1.2625 月	1.2625 月
以降 勤勉手当	1.0625 月	1.0625 月

### 【滋賀県の人事委員会勧告】

〈民間給与との較差に基づく給与改定〉

- ・月例給およびボーナスについては、国の人事院勧告に準じて改定。（平均改定率 3.28%）

### 【市の対応予定】

一般職の月例給およびボーナス、特別職のボーナスの改定を国・県に準じて行う（草津市平均改定率 3.34%）。11 月定例会において議決を得た後に、12 月 26 日（金）に差額支給を行う予定。

#### 令和 7 年度補正予算額

##### ○一般会計

【単位：千円】

	人勧影響分	その他	合計
正規職員（特別職を含む）	188,053	40,844	228,897
会計年度任用職員	54,396	0	54,396
合計	242,449	40,844	283,293

##### ○特別会計

【単位：千円】

	人勧影響分	その他	合計
正規職員（特別職を含む）	19,364	▲3,841	15,523
会計年度任用職員	8,360	0	8,360
合計	27,724	▲3,841	23,883

## 1. 事業の目的

本市では、工業地の未利用地が少なく、新たな工場や研究所等の立地機会を損失する状況が続いており、市内企業等の事業拡大や移転に対応するため、新たな産業用地の確保が必要となっています。

このため、「草津市産業用地創出に向けた具体的な取組」に基づき、地区計画制度の運用基準の見直し検討と併せて、市内の農業用ため池の利活用について検討を進めているところです。

市内農業用ため池のうち、「頓蓮池」については、過年度において農業用ため池としての機能が不要であることが整理されていることから、先行的に利活用の検討に向けた調査を実施します。

### 【位置図】



## 2. 調査の内容

頓蓮池について、過去の環境アセスメント調査において、絶滅危惧種に指定されている植物「オニバス」が確認された経緯があることから、専門家による意見を踏まえた上で、オニバス生態状況の調査を実施します。

- ・業務名：産業用地の確保に係る検討調査業務
- ・委託期間：令和7年12月下旬～令和8年2月上旬

## 3. 補正予算額

【歳出】 5,896千円 (委託料)

## 4. スケジュール

令和7年12月下旬 契約締結

令和8年1月～2月 調査の実施

令和8年度以降 調査結果を踏まえ、産業用地確保に向けた取組を進めます。

## 1. 事業の概要

現在2か所(青地・上笠)で運営している「やまびこ教育相談室」について、不登校などの悩みや不安を抱える児童生徒等の増加に対応するため、新たな教室を開設します。

## 2. 事業の目的・内容

市内の児童生徒および不登校者の増加に伴い、教育相談や社会的自立支援のニーズが高まっており、特に、老上・玉川中学校区では「学びの場がない児童生徒」の人数が他学区に比べて多い状況にあることから、南草津駅近傍にやまびこ教育相談室が必要です。

同学区内において、テナント物件を賃借して新たな教室を設置し、広く市全体の支援体制の充実を図ります。

## 3. 補正予算額

【歳 入】 52千円

滋賀県子ども・子育て施策推進交付金（学習システム使用料に係る補助）

【歳 出】 5,025千円

・人件費（指導員：会計年度任用職員2名）	866千円
・テナント賃料等の使用料	2,238千円
・ネットワーク整備委託料	635千円
・備品購入費	947千円
・学習システム使用料・登録料	105千円
・その他事務費	234千円

## 4. スケジュール

令和8年1月中旬 不動産賃貸借契約締結、ネットワーク整備、備品搬入  
令和8年2月上旬 やまびこ教育相談室 開室